

市有地売却に係る応募要項

1 物件の概要

土地

所 在	地 番	地 目	地 積	売却価格
滝川市緑町六丁目	7 4 番 2	宅地	1,616.02 m ²	14,000,000 円

2 応募の資格

日本国内に住んでいる方であれば、個人、法人を問わず、次の事項に該当する方を除き、どなたでも応募いただけます。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 市との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (4) 暴力団員その他反社会的団体及びその構成員で公序良俗に反する用に供しようとする者

3 応募申込方法等

- (1) 申込方法 本応募要項及び物件の状況を確認し、「市有財産購入申込書」に必要事項を記入・押印の上、受付期間内に直接持参するか、メールまたは郵送で申し込みしてください。なお、電話及びファックスによる申込みはできません。
- (2) 応募期間 令和2年11月16日(月)から令和2年11月27日(金)まで
午前8時30分から午後5時00分まで
尚、土、日曜日及び祝日の問い合わせ及び受付は行いませんのでご了承ください。
- (3) 受付場所 〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号
滝川市役所4階 建設部建築住宅課 TEL0125-28-8040
E-mail:kentiku@city.takikawa.lg.jp
- (4) 必要書類 ・市有財産購入申込書(ホームページよりダウンロードできます。)
・住民票謄本(個人の場合)
・登記事項証明書(法人の場合)

- ・暴力団等の排除に関する誓約書(ホームページよりダウンロードできます。)
- ・役員名簿一覧(法人の場合)(ホームページよりダウンロードできます。)

- (5) 留意事項 ア 所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名で申込んでください。
- イ 申込みにあたっては、必ず物件の下見をして現状を確認してください。

4 当選者の決定方法

- (1) 応募者が2者以上である場合は、抽選により決定します。
- (2) 抽選の日時及び場所
令和2年12月10日(金)午前10時00分 滝川市役所3階302会議室
- (3) 応募された方は、公募抽選会に出席していただきます。抽選会に欠席の場合は辞退したものとみなしますので注意してください。
- (4) 公募抽選会の当日、都合により本人が出席できない場合は、委任状を提出した場合に限り、委任をうけた代理人による参加を認めます。(委任状はホームページよりダウンロードできます。)
- (5) 当選決定後に応募資格に該当しないことが判明した場合は、当選決定を取り消し、次点候補者がある場合は順次繰り上げることとします。

5 売買契約の締結

決定者は、所定の契約書により滝川市と売買契約を締結していただきます。

なお、契約締結日は、決定日の翌日から10営業日以内で市と購入者が協議の上決定します。

6 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次のいずれかとなります。

- (1) 一括払い
売買契約締結日から30日以内に納付していただきます。
- (2) 契約保証金払い
売買契約締結時に契約保証金として、売買代金の10%以上を納付していただき、残金を滝川市が発行する納入通知書により、売買契約締結日の60日以内に納付していただきます。
なお、納入期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金はお返しいたしません。

7 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納された時に所有権が移転するものとし、同時に物件の引渡しがあったものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、滝川市が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、購入者の負担となります。

8 売払い物件の受付期間外の取扱い

応募期間外の売払い物件(売れ残り物件)の取扱いは、随時受付ができるものとし、売払い価格等契約の条件についても同様とします。

9 その他

物件は、現状有姿のまま引渡ししますので、必ず現地を確認してください。